

2019年11月9日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

当社子会社に対する訴訟の判決について

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の英国子会社Nomura International plc(ノムラ・インターナショナルplc、以下「NIplc」)は、イタリア時間11月8日、ミラノ刑事裁判所から、345万ユーロの罰金および8,800万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡されました。判決書は、裁判所から90日以内に交付される予定であり、すべての上訴手続が終結するまで、上記罰金および利益の没収は強制執行されません。

本刑事訴訟は、2009年に行われたBanca Monte dei Paschi di Siena SpA(モンテパスキ銀行、以下「MPS」)とNIplcとの間の取引に関し、NIplc元役員および元職員がMPSの不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とされたことに伴うものです。

判決の内容を十分に精査のうえ、控訴を含めた対応を検討していきます。

本判決による当社の2020年3月期連結業績への影響は軽微と考えていますが、今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

以上